

○国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程

〔 令和4年2月22日
規 程 第 2 号 〕

最終改正 令和7年3月28日規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号）第2条第3項の規定に基づき、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）の教育研究活動等の状況の点検及び評価に係る実施体制等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 本学の内部質保証については、他に別段の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 内部質保証 教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、それによって教育研究等の質を保証することをいう。

(2) 自己点検・評価 学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項の規定に基づき、本学が行う自己点検・評価をいう。

(3) 部局 大学院技術科学研究科，産業技術学部，保健科学部，共生社会創成学部，障害者高等教育研究支援センター及び事務局をいう。

(実施体制)

第3条 本学における内部質保証に関する業務を統括し、最終責任を負う者として統括責任者を置き、学長をもって充てる。

2 統括責任者を補佐し、本学における内部質保証に関する業務を実質的に統括する者として自己点検・評価責任者を置き、評価室長をもって充てる。

3 内部質保証に関する業務を推進する者として推進責任者を置き、別表1のとおりとする。

4 部局に、当該部局における内部質保証に関する業務を行う者として、部局責任者を置き、当該部局の長をもって充てる。

5 内部質保証に係る実施体制は、別図のとおりとする。

6 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行う際の検証は、統括責任者である学長が主宰する教育研究評議会，経営協議会及び役員会において推進する。

(自己点検・評価の実施)

第4条 自己点検・評価責任者は、推進責任者に対し自己点検・評価に関し必要な措置を講

ずるよう指示するものとする。

- 2 推進責任者は、自己点検・評価責任者の指示に基づき、所掌する委員会等において、自己点検・評価に関し必要な措置を講ずるものとする。
- 3 部局責任者は、推進責任者と協働して、当該部局に関する自己点検・評価に関し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 自己点検・評価の実施に当たっては、大学機関別認証評価及び国立大学法人評価等の第三者評価の結果を活用するとともに、必要に応じて関係者（学生及び卒業（修了）生並びに卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取するものとし、意見聴取の内容等については別表2のとおりとする。
- 5 自己点検・評価の項目は、認証評価機関が定める評価基準等を参考に別表3のとおりとする。
- 6 推進責任者は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて自己点検・評価の項目を追加することができる。
- 7 自己点検・評価責任者は、推進責任者が実施する自己点検・評価の結果について分析・検証を行い、その結果を統括責任者に報告するものとする。
- 8 統括責任者は、自己点検・評価責任者から報告を受けた自己点検・評価結果の分析・検証の結果の決定に当たっては、教育研究評議会及び経営協議会の審議を経た上で、役員会の議を経るものとし、改善の必要があると判断した場合は推進責任者又は部局責任者（以下「推進責任者等」という。）に指示するものとする。

（自己点検・評価結果の公表）

第5条 統括責任者は、自己点検・評価を実施した場合は、その結果を本学ホームページ等により公表するものとする。

（自己点検・評価等の結果に基づく改善）

第6条 推進責任者等は、第4条第8項の規定により統括責任者から改善の指示を受けた場合、設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果に基づき統括責任者から改善の指示を受けた場合、又は自ら改善が必要と判断した場合は、改善計画を策定し、統括責任者から承認を受ける。

- 2 推進責任者等は、前項の規定により統括責任者から承認を受けた改善計画に基づき計画を実施し、進捗状況について統括責任者に報告するものとする。
- 3 統括責任者は、前項の規定により推進責任者等から報告を受けた改善計画の進捗状況に基づき必要な措置を決定し、推進責任者等に指示するものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和3年度自己点検・評価から適用する。

附 則

この規程は、令和5年9月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年6月22日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条第3項関係）

領域	推進責任者
教育研究上の基本組織	評価室長
内部質保証	評価室長
財務運営，管理運営及び情報の公表	評価室長
施設及び設備	附属図書館長 情報処理通信センター長 施設環境防災委員会委員長 学術・研究委員長 共生社会創成機構長
学生支援	保健管理センター長 国際交流加速センター長 学生委員会委員長 就職委員会委員長
学生の受入	入学試験委員会委員長 大学院入学試験委員会委員長
教育課程及び学修成果	教務委員会委員長 研究科運営委員会委員長 国際交流加速センター長
教職課程	教職課程センター長

別表2（第4条第4項関係）

実施事項	聴取対象者	対象領域	実施時期（頻度）	担当組織
卒業・修了時アンケート	学生	教育課程，施設及び設備，学生支援	毎年卒業（修了）時	IR室
卒業生・修了生アンケート	卒業（修了）生	教育課程，学生支援	年1回	就職委員会
就職先・進学先アンケート	卒業（修了）生の雇用者等	教育課程，学生支援	年1回	就職委員会
授業評価アンケート	学生（学部）	教育課程	各学期の終了時	教務委員会
授業評価アンケート・研究指導評価アンケート	学生（大学院）	教育課程	各学期の終了時	研究科運営委員会
入学時アンケート	学生	学生の受入	毎年入学時	IR室

別表3 (第4条第5項関係)

領域	項目	分析項目	実施頻度	担当組織
教育研究上の基本組織	・教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること	・学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成(学部, 学科以外の基本的組織を設置している場合は, その構成)が, 大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	おおむね 3 年に1回	評価室
	・教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること	・大学設置基準等各設置基準に照らして, 必要な人数の教員を配置していること	おおむね 3 年に1回	評価室
		・教員の年齢及び性別の構成が, 著しく偏っていないこと	おおむね 3 年に1回	評価室
	・教育研究活動等を展開する上で, 必要な運営体制が適切に整備され機能していること	・教員の組織的な役割分担の下で, 教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	おおむね 3 年に1回	評価室
		・教授会等が, 教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	おおむね 3 年に1回	評価室
		・全学的見地から, 学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	おおむね 3 年に1回	評価室
	内部質保証	・内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	・大学等の教育研究活動等の質及び学生の学修成果の水準について, 継続的に維持, 向上を図ることを目的とした全学的な体制(以下「内部質保証体制」という。)を整備していること	毎年度
・それぞれの教育研究上の基本組織が, 教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること			毎年度	評価室
・施設及び設備, 学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること			毎年度	評価室
・研究活動, 地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には, その質保証について責任をもつ体制を整備していること(より望ましい取組として分析)			毎年度	評価室

<ul style="list-style-type: none"> 内部質保証のための手順が明確に規定されていること 	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの教育課程について、以下の事項を内部質保証体制が確認する手順を有していること <ul style="list-style-type: none"> (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学修成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること 	毎年度	評価室
	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程ごとの点検・評価において、教育課程及び学修成果の領域の各分析項目に照らした判断を行うことが定められていること 	毎年度	評価室
	<ul style="list-style-type: none"> 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること 	毎年度	評価室
	<ul style="list-style-type: none"> 内部質保証体制において、関係者(学生、卒業(修了)生、卒業(修了)生の主な雇用者等)から意見を聴取する仕組みを設けていること 	毎年度	評価室
	<ul style="list-style-type: none"> 内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果(設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。)を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること 	毎年度	評価室
	<ul style="list-style-type: none"> 内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること 	毎年度	評価室
	<ul style="list-style-type: none"> 内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること 	毎年度	評価室
	<ul style="list-style-type: none"> 内部質保証が有効に機能していること 	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画 	毎年度

	ること	された取組が成果をあげていること,又は計画された取組の進捗が確認されていること,あるいは,取組の計画に着手していることが確認されていること		
		・内部質保証体制の中で,点検に必要な情報を体系的,継続的に収集,分析する取組を組織的に行っており,その取組が効果的に機能していること(より望ましい取組として分析)	おおむね 3 年に 1 回	評価室
		・内部質保証体制の中で,学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的,継続的に収集,分析する取組を組織的に行っており,その意見を反映した取組を行っていること(より望ましい取組として分析)	おおむね 3 年に 1 回	評価室
		・質保証を行うに相応しい第三者による検証,助言を受け,内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること(より望ましい取組として分析)	おおむね 3 年に 1 回	評価室
	・教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり,大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること	・学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり,内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	毎年度	評価室
	・組織的に,教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し,さらにその維持,向上を図っていること	・教員の採用及び昇格等に当たって,教育上,研究上又は実務上の知識,能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め,実際にその方法によって採用,昇格させていること	毎年度	評価室
		・教員の教育活動,研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	毎年度	評価室
		・評価の結果,把握された事項に対して評	毎年度	評価室

		<ul style="list-style-type: none"> 価の目的に則した取組を行っていること 		
		<ul style="list-style-type: none"> 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント (FD) を組織的に実施していること 	毎年度	評価室
		<ul style="list-style-type: none"> 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者 (教育補助者) が配置され、それらの者が適切に活用されていること 	毎年度	評価室
		<ul style="list-style-type: none"> 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者 (教育補助者) が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること 	毎年度	評価室
財務運営、管理運営及び情報の公表	<ul style="list-style-type: none"> 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること 	おおむね 3 年に 1 回	評価室
		<ul style="list-style-type: none"> 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること 	おおむね 3 年に 1 回	評価室
	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること 	<ul style="list-style-type: none"> 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること 	おおむね 3 年に 1 回	評価室
		<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること 	おおむね 3 年に 1 回	評価室
		<ul style="list-style-type: none"> 研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること (より望ましい取組として分析) 	おおむね 3 年に 1 回	評価室
	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること 	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること 	おおむね 3 年に 1 回	評価室
		<ul style="list-style-type: none"> 教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること (より望ましい取組として分析) 	おおむね 3 年に 1 回	評価室
	<ul style="list-style-type: none"> 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確 	<ul style="list-style-type: none"> 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること 	おおむね 3 年に 1 回	評価室
		<ul style="list-style-type: none"> 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディ 	おおむね 3 年に 1 回	評価室

	保され、能力を向上させる取組が実施されていること	ベロップメント (SD) を実施していること		
	・財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること	・監事が適切な役割を果たしていること	おおむね 3 年に 1 回	評価室
		・法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	おおむね 3 年に 1 回	評価室
		・独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	おおむね 3 年に 1 回	評価室
		・監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	おおむね 3 年に 1 回	評価室
	・大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	・法令等が公表を求める事項を公表していること	おおむね 3 年に 1 回	評価室
施設及び設備	・教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	・教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	おおむね 3 年に 1 回	施設環境防災委員会
		・法令が定める実習施設等が設置されていること	おおむね 3 年に 1 回	施設環境防災委員会
		・施設・設備における安全性について、配慮していること	おおむね 3 年に 1 回	施設環境防災委員会
		・教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境を整備し、それが有効に活用されていること	おおむね 3 年に 1 回	情報処理通信センター
		・大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	おおむね 3 年に 1 回	附属図書館
		・自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	おおむね 3 年に 1 回	施設環境防災委員会、 情報処理通信センター、 附属図書館
		・研究成果を継続的に生み出すための研	おおむね 3	学術・研究

		究環境が十分に整備され、効果的に利用されていること(より望ましい取組として分析)	年に1回	委員会
		・教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動(例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動)に効果的に利用されていること(より望ましい取組として分析)	おおむね3年に1回	附属図書館、学術・研究委員会、共生社会創成機構
学生支援	・学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	・学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	おおむね3年に1回	学生委員会、保健管理センター、就職委員会
		・学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	おおむね3年に1回	学生委員会
		・留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	おおむね3年に1回	学生委員会、国際交流加速センター
		・障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	おおむね3年に1回	学生委員会
		・学生に対する経済面での援助を行っていること	おおむね3年に1回	学生委員会
学生の受入	・学生受入方針が明確に定められていること	・学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	毎年度	入学試験委員会、大学院入学試験委員会
	・学生の受入が適切に実施されていること	・学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	毎年度	入学試験委員会、大学院入学試験委員会
		・学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証する	毎年度	入学試験委員会、大学

		ための取組を行っており,その結果を入学 者選抜の改善に役立てていること		院入学試験 委員会
	・実入学者数が入 学定員に対して 適正な数となっ ていること	・実入学者数が, 入学定員を大幅に超え る, 又は大幅に下回る状況になっていな いこと	毎年度	入学試験委 員会, 大学 院入学試験 委員会
教育課程及 び学修成果	・学位授与方針が 具体的かつ明確 であること	・学位授与方針を, 大学等の目的を踏まえ て, 具体的かつ明確に策定していること	毎年度	教 務 委 員 会, 研究科 運営委員会
	・教育課程方針が, 学位授与方針と 整合的であるこ と	・教育課程方針において, 学生や授業科目 を担当する教員が分かりやすいように, ①教育課程の編成の方針, ②教育課程に おける教育・学習方法に関する方針, ③ 学修成果の評価の方針を明確かつ具体 的に明示していること	毎年度	教 務 委 員 会, 研究科 運営委員会
		・教育課程方針が学位授与方針と整合性 を有していること	毎年度	教 務 委 員 会, 研究科 運営委員会
	・教育課程の編成 及び授業科目の 内容が, 学位授 与方針及び教育 課程方針に則し て, 体系的であ り相応しい水準 であること	・教育課程の編成が, 体系性を有している こと	毎年度	教 務 委 員 会, 研究科 運営委員会
		・授業科目の内容が, 授与する学位に相応 しい水準となっていること	毎年度	教 務 委 員 会, 研究科 運営委員会
		・他の大学又は大学以外の教育施設等 における学修, 入学前の既修得単位等の単 位認定を行っている場合, 認定に関する 規定を法令に従い規則等で定めている こと	毎年度	教 務 委 員 会, 研究科 運営委員会
		・大学院課程においては, 学位論文(特定 の課題についての研究の成果を含む。) の作成等に係る指導に関し, 指導教員を 明確に定めるなどの指導体制を整備し, 計画を策定した上で指導することとし ていること	毎年度	研究科運営 委員会
	・学位授与方針及 び教育課程方針 に則して, 適切	・1年間の授業を行う期間が原則として 35週にわたるものとなっていること	毎年度	教 務 委 員 会, 研究科 運営委員会

な授業形態，学習指導法が採用されていること	・各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。なお，10 週又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は，教育上の必要があり，10 週又は 15 週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	毎年度	教務委員会，研究科運営委員会
	・適切な授業形態，学習指導法が採用され，授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	毎年度	教務委員会，研究科運営委員会
	・教育上主要と認める授業科目は，原則として専任の教授・准教授が担当していること	毎年度	教務委員会，研究科運営委員会
	・大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第 14 条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は，法令に則した実施方法となっていること	毎年度	研究科運営委員会
・学位授与方針に則して，適切な履修指導，支援が行われていること	・学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し，指導，助言が行われていること	毎年度	教務委員会，研究科運営委員会
	・学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し，助言，支援が行われていること	毎年度	教務委員会，研究科運営委員会
	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	毎年度	教務委員会，研究科運営委員会
	・障害のある学生，留学生，その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	毎年度	教務委員会，研究科運営委員会
	・正規学生が海外で学習する機会を提供し，有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	毎年度	教務委員会，研究科運営委員会，国際交流加速センター
・教育課程方針に則して，公正な	・成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学修	毎年度	教務委員会，研究科

成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること		運営委員会
	・成績評価基準を学生に周知していること	毎年度	教務委員会，研究科運営委員会
	・成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	毎年度	教務委員会，研究科運営委員会
	・成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	毎年度	教務委員会，研究科運営委員会
・大学等の目的及び学位授与方針に則して，公正な卒業（修了）判定が実施されていること	・大学等の目的及び学位授与方針に則して，卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	毎年度	教務委員会，研究科運営委員会
	・大学院教育課程においては，学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	毎年度	研究科運営委員会
	・策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	毎年度	教務委員会，研究科運営委員会
	・卒業又は修了の認定を，卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	毎年度	教務委員会，研究科運営委員会
・大学等の目的及び学位授与方針に則して，適切な学修成果が得られていること	・標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率，資格取得等の状況が，大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	毎年度	教務委員会，研究科運営委員会
	・就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の様子が，大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	毎年度	教務委員会，研究科運営委員会
	・卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により，大学等の目的及び学位授与方針に則した学修成果が得られている	毎年度	教務委員会，研究科運営委員会

		こと		
		・卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学修成果が得られていること	毎年度	教務委員会、研究科運営委員会
		・就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学修成果が得られていること	毎年度	教務委員会、研究科運営委員会
		・教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学修成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）	毎年度	教務委員会、研究科運営委員会、国際交流加速センター
教職課程	・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画が具体的かつ明確であり、当該計画の見直しが適切に行われていること	・教員の養成の目標の記述が具体的かつ明確であること	毎年度	教職課程センター
		・教員の養成の目標を達成するための計画の策定に当たって、学生や採用権者の意見の考慮、茨城県教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮が行われていること	毎年度	教職課程センター
		・教員の養成の目標を達成するための計画について、学修成果や自己点検・評価の結果、社会情勢や教育環境の変化等を踏まえた適切な見直しが行われていること	毎年度	教職課程センター
	・授業科目及び教育課程が適切に編成され、必要な施設及び設備が整備された環境において教育が行われていること	・教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況（ICT環境（オンライン授業含む。）、模擬授業用の教室、関連する図書など、教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備が整備されていること	毎年度	教職課程センター
		・法令及び教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応し必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られていること、教職課程以外の科目との関連性が適切に確保されている	毎年度	教職課程センター

		こと		
		・学生が ICT 活用指導力を体系的に身に付けることができるよう、教職課程における各授業科目の役割が明確化されていること	毎年度	教職課程センター
		・学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて教育課程の充実が図られ、適切な見直しが行われていること	毎年度	教職課程センター
		・個々の授業科目の到達目標の設定に当たって、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られていること	毎年度	教職課程センター
		・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と授業科目との関係、授業科目の目的と到達目標、内容と方法、計画、成績評価基準、事前学習と事後学習の内容等がシラバスに明確に記載されていること	毎年度	教職課程センター
		・授業科目の到達目標に応じ、少人数のアクティブ・ラーニングや ICT を活用した新たな手法を導入し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫が行われていること	毎年度	教職課程センター
		・学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、個々の授業科目の適切な見直しが行われていること	毎年度	教職課程センター
		・教職課程において特に重要な役割を果たす教職実践演習、教育実習は、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われていること	毎年度	教職課程センター
	・学修成果の把握及び可視化が適切に行われていること	・成績評価基準に基づく評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係等が明らかにされていること	毎年度	教職課程センター
		・同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している場合に成績評価の平準化を図ることができていること	毎年度	教職課程センター

		<ul style="list-style-type: none"> ・教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報(卒業時の教員免許状の取得状況や教職への就職状況など)が適切に設定されており,どの程度達成されていること, 教職実践演習に向けた「履修カルテ」を適切に活用できていること 	毎年度	教職課程センター
		<ul style="list-style-type: none"> ・各授業科目の到達目標に照らしてできるだけ定量的又は定性的に達成水準を明らかにし, 厳格に点数・評語に反映することができていること, 公正で透明な成績評価という観点から達成水準を測定する手法やその配点基準があらかじめ明確になっていること 	毎年度	教職課程センター
	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な教職員組織の体制が整備され, 教職課程を担う教職員として望ましい資質及び能力を身に付けさせるためのFD・SDが適切に行われていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・全学的に教職課程を実施する組織体制を整えていること 	毎年度	教職課程センター
		<ul style="list-style-type: none"> ・教職課程認定基準(平成13年7月19日教員養成部会決定)で定められた必要専任教員数を充足していること 	毎年度	教職課程センター
		<ul style="list-style-type: none"> ・担当授業科目に関する研究実績の状況, 担当教員の学校現場等での実務経験の状況を教育活動に反映させていること 	毎年度	教職課程センター
		<ul style="list-style-type: none"> ・教職課程を適切に実施するため, 事務組織を設け, 必要な職員数を配置できていること 	毎年度	教職課程センター
		<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる教科専門の授業科目を担当する教員や実務家教員も含め, 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画への理解をはじめ教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD・SDが確実に実施されていること, 適切な内容(教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の共有のほか, 「教学マネジメント指針」(IV)を参考とした内容など)が実施できていること, 実際に参加が確保できていること 	毎年度	教職課程センター
		<ul style="list-style-type: none"> ・個々の授業科目の見直しにつながるFD 	毎年度	教職課程センター

		の機会を活用できるように、効果的な授業評価アンケートが作成・実施できていること		ンター
・法令に基づくもののほか、学修成果に関する情報及び自己点検・評価に関する情報公表が適切に行われていること		・法令に定められた情報公表が学外者にもわかりやすく適切に行えていること	毎年度	教職課程センター
		・大学が必要な資質・能力を備えた学生を育成できているかどうかを、エビデンスとともに説明できていること	毎年度	教職課程センター
		・根拠となる資料やデータ等を示しつつ、わかりやすい自己点検・評価の評価書を公表することができていること	毎年度	教職課程センター
・教職課程を履修する学生の確保並びに学生に対する履修指導及び進路指導が適切に行われていること		・全学的に教職課程を司る組織で履修指導や進路指導を実施できていること	毎年度	教職課程センター
		・教職課程に関する積極的な情報提供を実施できているか、教員の養成の目標に照らして適切に学生を受け入れていること	毎年度	教職課程センター
		・必要な体制や施設・設備を整えた上で、個々の学生の教職に対する意欲を踏まえつつ、学生に教職課程の履修に当たって学修意欲を喚起するような適切な履修指導が行えていること、「履修カルテ」を適切に活用できていること	毎年度	教職課程センター
		・学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されていること	毎年度	教職課程センター
・関係機関等との連携が適切に行われていること		・教員の採用を担う教育委員会や各学校法人と適切に連携・交流を図り、地域の教育課題や教員育成指標を踏まえた教育課程の充実や、学生への指導の充実につなげることができていること	毎年度	教職課程センター
		・教育実習を実施する学校と適切に連携・協力を図り、学生の実習の適切な実施につなげることができていること	毎年度	教職課程センター
		・学外の諸機関との連携の下、教育課程を充実するために学外の多様な人材を実務経験のある教員又はゲストスピーカ	毎年度	教職課程センター

		一等として活用することができる こと		
--	--	-----------------------	--	--

国立大学法人筑波技術大学内部質保証体制

統括責任者：学長

役員会

教育研究評議会

経営協議会

評価室（自己点検・評価責任者）

教育研究上の基本組織，
内部質保証，財務運営，
管理運営及び情報の公表

（推進責任者）

評価室

毎年度又はおおむね3年に1回

施設及び設備

（推進責任者）

附属図書館

情報処理通信センター

施設環境防災委員会

学術・研究委員会

共生社会創成機構

おおむね3年に1回

学生支援

（推進責任者）

保健管理センター

国際交流加速センター

学生委員会

就職委員会

おおむね3年に1回

学生の受入

（推進責任者）

入学試験委員会

大学院入学試験委員会

毎年度

教育課程及び学修成果

（推進責任者）

教務委員会

研究科運営委員会

国際交流加速センター

毎年度

教職課程

（推進責任者）

教職課程センター

毎年度

協働

大学院技術科学研究科，産業技術学部，保健科学部，共生社会創成学部，障害者高等教育研究支援センター，事務局（部局責任者）